

「別海町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しました



「別海町耐震改修促進計画」に定めた住宅の耐震化率の目標（令和2年度までに95%）達成のためには、次の4つの取り組みが重要です。

- ①住宅所有者の経済的負担の軽減
- ②住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
- ③改修事業者の技術力向上
- ④町民への周知・普及等の充実

本町では、これらの取り組みを効果的に進めるため、別海町耐震改修促進計画に基づき「別海町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しました。

今後、町が実施する住宅の耐震化に係る取り組みについて、その進捗状況を定期的に評価するとともに、プログラムの充実、改善を図ることで住宅の耐震化を推進していきます。

町ホームページ検索キーワード

住宅耐震化緊急促進



■対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅

■取り組み期間

本プログラムの取り組み期間は令和元年度（平成31年度）から令和2年度までとしています。

ただし、必要に応じて期間を検証し、見直しを行います。

■令和元年度の取り組み目標

＜財政的支援＞	・住宅の耐震診断補助	5戸
	・住宅の耐震補強設計補助	5戸
	・住宅の耐震改修工事費補助	1戸
	・住宅の解体工事費補助	2戸
	・住宅の建て替え工事費補助	2戸

＜普及・啓発等＞

●住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

住宅の所有者から問い合わせ等があった場合に、耐震化に関するアドバイスや補助制度の説明を行うなど、耐震診断等の実施を積極的に推奨します。

●改修業者等の技術力向上および住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取り組みの実施

- ・改修事業者等に対する技術講習会を年1回実施します。
- ・改修事業者リストを作成し、住民向けに公開します。

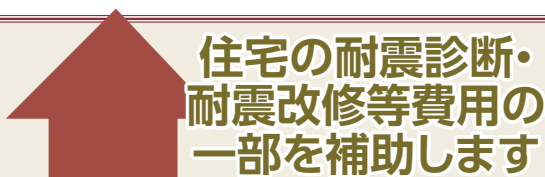
●耐震化の必要性に係る周知・普及

- ・広報や、ホームページ等を活用し、耐震化の重要性、補助制度の周知を行います。
- ・役場庁舎窓口にて補助金制度概要のパンフレット等を設置、配布します。

※当プログラムの詳細は町ホームページでご覧いただけます。

ご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

問合せ／建築担当（内線3311・3312）



既存住宅の耐震性の向上を図り、大地震による倒壊被害などを未然に防ぐため、耐震診断および耐震改修等を行う方に対して、費用の一部を補助します。

■補助金の対象者および建築物

- ・昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅、長屋、共同住宅、店舗併用住宅
- ・補強設計、耐震改修工事、解体工事および建て替え工事を行う場合にあっては、耐震診断の結果、耐震性能を満たさないと判断されていること
- ・町内に対象住宅を所有かつ居住している個人であること
- ・町に納付すべき町税等を滞納していないこと

■申込期限 ※期限厳守

- ・耐震診断、補強設計、耐震改修工事、解体工事
12月13日(金)まで

- ・建て替え工事 9月13日(金)まで

■補助金の交付額について

- ・耐震診断 上限8万9千円
- ・補強設計 上限10万円
- ・耐震改修工事、解体工事および建て替え工事
工事にかかる費用が、
100万円未満の場合 上限20万円
100万円以上200万円未満の場合 上限30万円
200万円以上300万円未満の場合 上限50万円
300万円を超える場合 上限70万円

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

問合せ／建築担当（内線3311・3312）